

## 会計年度任用職員（被害回復アドバイザー）募集案内

### 1 募集職種、採用予定人数等

職 名	採用予定人員	主な職務内容及び勤務地等
被害回復 アドバイザー	1 人	(応募資格) ・ 在職中、暴力団対策を担当する刑事としての経験がある者 (職務内容) ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第14条第3号から第5号まで及び第15条に規定する援助措置 ・ 警察署、本部所属等の巡回による暴力団被害状況に関する報収集 ・ 助言、教示及び紹介に関して、各種職域、企業、地域会合及び会議における講演活動 ・ 助言、教示及び紹介に資する各種資料の作成 ・ 事務所撤去等具体的な暴力追放運動等の責任者との連携強化 ・ その他所属長が必要と認める業務 (勤務地) ・ 警察本部（神戸市中央区） (勤務日) 月曜日～金曜日までのうち週5日 (勤務時間) 午前9時00分～午後5時15分の時間内で週29時間

### 2 受験資格

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 申込方法

(1) 申込方法

別添「会計年度任用職員申込用紙」に所定事項を手書きし、顔写真を貼付の上、兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課暴力団排除第二係まで郵送又は持参してください。

(2) 申込期限

本募集案内の掲載期間中

(3) 申込受付及び照会先

兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課暴力団排除第二係

住 所 〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

電 話 078-341-7441（内線4601）

## 4 選考試験方法

- (1) 口述試験  
責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。
- (2) 試験日  
未定  
※ 書類選考の上、口述試験を受けていただく方には、試験日等の詳細を通知します。
- (3) 試験会場  
兵庫県警察本部11階応接室

## 5 任用期間

令和9年3月31日まで  
(勤務実績に基づく能力実証等により、再度の任用を行う場合があります。)

## 6 勤務条件等

- (1) 基本報酬  
月額169,100～192,300円  
※1 経験等を考慮の上、決定。地域手当に相当する報酬を含む。  
※2 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
- (2) 期末手当  
年間計2.525月(6月期1.2625月、12月期1.2625月、在職期間に応じた割り落としあり。  
法律、条例等の改正等により変更される場合があります。)
- (3) 勤勉手当  
年間計2.125月(6月期1.0625月、12月期1.0625月、在職期間に応じた割り落としあり。  
法律、条例等の改正等により変更される場合があります。)
- (4) 交通費  
実費支給
- (5) 休暇  
年次休暇、特別休暇等
- (6) 社会保険  
雇用保険、警察共済組合(短期)、厚生年金保険に加入
- (7) 条件付採用  
1箇月間  
(採用後1箇月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。)

## 7 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者には、身体検査を受診していただくことになります。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないように注意してください。
  - 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 試験会場を変更する可能性があります。変更内容については、別途通知します。